

リスクアセスメント法制委員会 意見メモ

H28.11.12 金原 清之

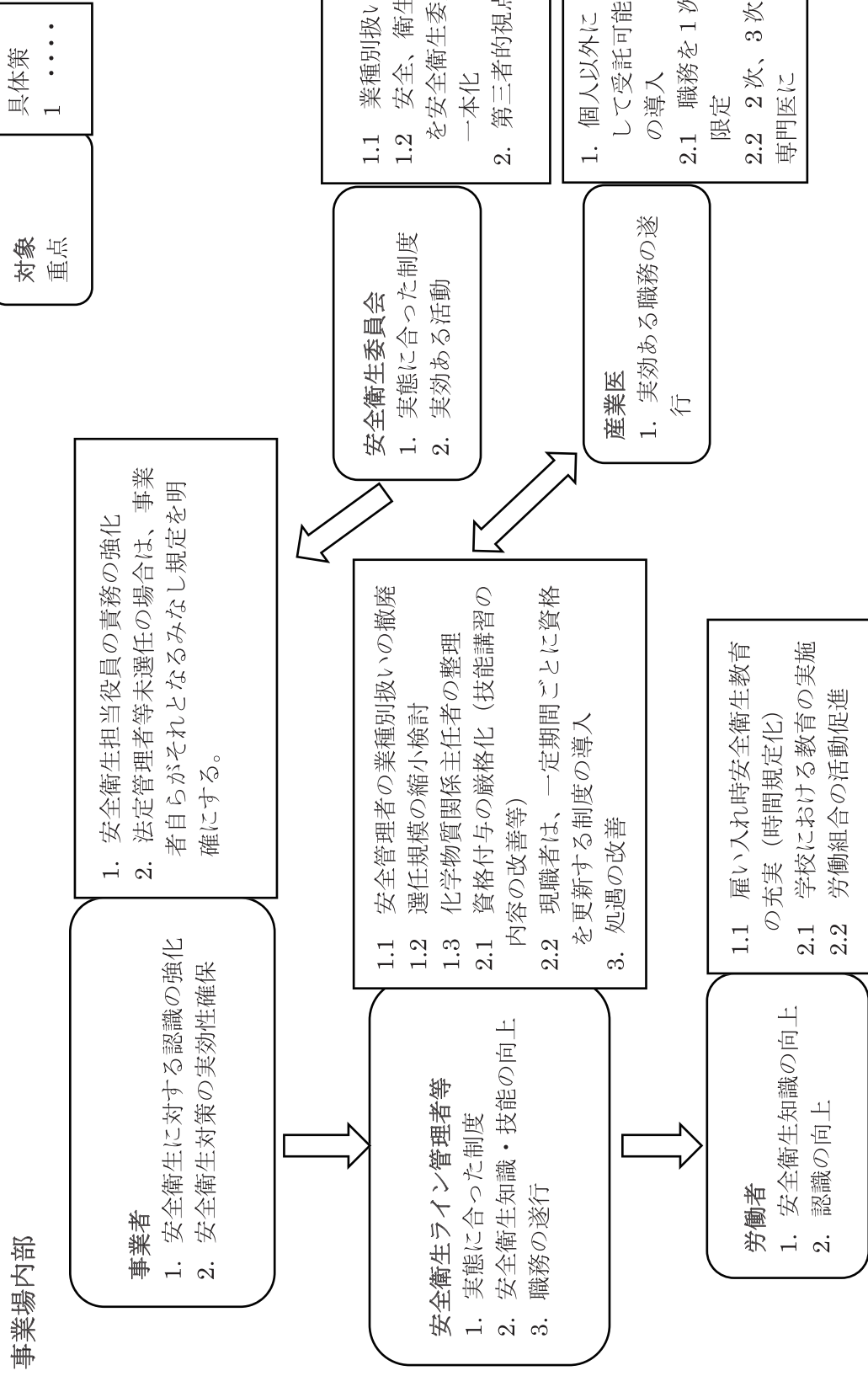
以下の意見は委員の経験から得られたものであり、エビデンスに乏しい面があることをお断りしておきます。

- 1 現在における労働安全衛生上の問題点を極力絞ると、
 - ① 現象面では、死亡災害、重大災害の減少が満足できる状況にないこと
 - ② 災害発生の要因面では、事業者の労働安全衛生に対する認識が低いことであると思う。
- 2 事業者の自発的行動に期待できる土壌がまだ形成されていないことから、今後の対策は、事業者の労働安全衛生に対する認識を改めさせることに焦点を当てて実施すべきである。

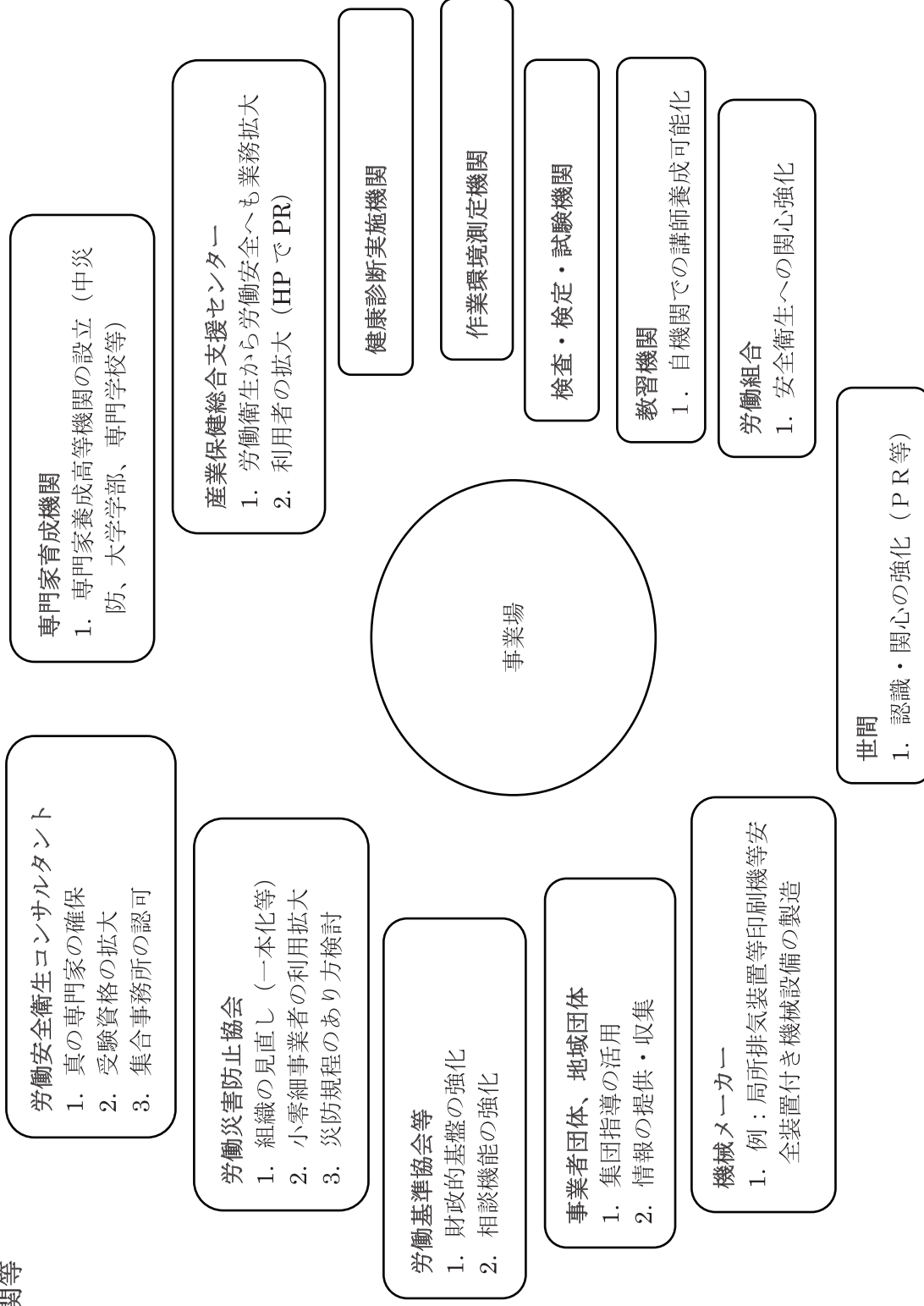
そのために、

 - ① 事業者責任をより明確化、厳格化
 - ② わかりやすい法令への工夫
 - ③ 違反事業者に対する厳正な対応
 - ④ 事業者等に対する相談対応制度などの充実

などが求められる。
- 3 当面は、次の段階に向けて、諸外国の制度も参考にしながら土壌の形成を視野に入れた施策が必要であると考ええる。



外部機関等



行政体制

本省労働基準局

1. 法体系の整理
2. 施策のPDCA
3. 職員の計画的採用
4. 職員の専門分野スキルアップ

地方労働局

1. ブロック化
(専門スタッフの活用、流動的活用)
2. 専門委員会の活性化

労働基準監督署

1. 地域関係機関との連携強化
2. 監督指導の厳格化
3. 第一線監督官の事業者に対する対処の均質化
4. 88条計画届等の審査は外部に委託するなど、
により監督に充てる主体的能力の確保を図る。

安全衛生総合研究所

1. 実務研究の強化

地方自治体

1. 連携とともに重複行政の排除

退職OB

1. 退職OBの専門知識の活用
2. OB会の活用（情報源）

他機関、企業の専門家

1. 行政との人事交流